

令和7年5月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和7年5月20日(火)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時32分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	欠
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	欠
5	篠原浩二	欠
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	欠
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

10番 松隈 清志 委員 11番 松雪 昭俊 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農用地利用集積等促進計画について	5件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	6件
報告第2号	農地法第18条の規定による通知について	2件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 舟越 健策 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長(会長代理)

それでは、ただいまより令和7年5月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は7名、2番、〇〇〇〇委員、5番、〇〇〇〇委員、8番、〇〇〇〇委員より、所用により欠席する旨の連絡がっております。

また、若干1名遅れてお見えになる予定ですが、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

なお、会長不在のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長代理が職務を代行いたします。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号10番〇〇〇〇委員、議席番号11番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきまして、事務局のほうにお願いしております。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について3件、5筆でございます。

まず先月保留となっておりました議案第1号、番号1、番号2の案件につきまして一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

今回の申請に係る箇所のほか、前回の定例会でも課題となっておりました農地につきまして、会長及び会長代理、地元の委員さん、また事務局とで確認をいたしました。

お手元に資料をお配りしますので御確認をお願いいたします。

(資料配布)

お手元のほうに写真のほうをお渡ししておりますが、現在、前回問題となっておりました農地につきまして、耕作は行われておりませんが、管理のほうは、一応所有者のほうで行われているところございまして、周辺の農地に比べますと、手を入れられているところではないかと、見受けられます。

実際こちらのほうが水掛かりが悪く、周りの環境もちょっとよくないということで、実際に水稻等を行うには、あまりに適していないような土地となっておるところが、現在の状況なのかなというふうに見受けられたところでございます。

議長(会長代理)

それでは今、事務局から答弁がございました。

この地図の現地は一応私と会長とも現地を確認はしております。

この件につきまして質問がある方は、どうぞ。

はい、〇〇委員。

7番委員

7番〇〇です。

まずお尋ねしたいのは、事務局がこの申請を受け付けたのはどういうことでしょうか。

何も問題なかったんですか。

議長(会長代理)

はい、事務局の答弁をお願いします。

事務局

受付の段階におきまして営農計画書等も添付をされており、書類上での不備等はございませんでしたので、受付を行いまして、当委員会のほうに諮らさせていただいたところでございます。

以上です。

議長(会長代理)

はい、〇〇委員。

7番委員

はい、以前から言いよるばってん、事務局の申請を受け付けるとは、出されたけん受け付けるじゃなしてちゃんと審査してもらわんと、結局、農業委員が反対したで終わったりするけんが、もうちょっと、初めの段階でお願いしたいと思います。

どうですか。

議長(会長代理)

はい、今の質問に対して、事務局からの返答をお願いします。

事務局

特に問題になるという点がございましたら、当然うちのほうでそこら辺を指摘して、受け付けをしないということもありますが、申請を出された段階で全ての申請についてそういったところを精査しながらやっていくというのなかなか難しいところもございます。それで、とりあえず出された申請につきましては、不備がないかを確認した上での受け付け、そして本委員会での審議ということで進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長(会長代理)

はい、〇〇委員。

7番委員

それに、ちょっと疑問があるんですけど、先月話したのが、これ前回ちゅうか、4年の3月委員会で提出された、この人の売買ですね。

そのときは、3月のとは、耕作面積、作付面積に疑問があり、地元生産組合長、関係者と協議、相談をするので、次回に持ち越しになってましたよね。

そして、4年の4月に出て、作付面積が約2,400平米の水稲しかなく後の、その他は自己保全と判断される。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たさない。私たちは農地法の遵守、法律を守っていかねばならない。だから、不許可の理由とする、で不許可になっていましたよね、これ。

農業委員会としては立派だろうと思いますし、当たり前だと思っています。

そしたら、令和4年の10月にまた、出ております。

一回却下された案件、事務局がさっき言ったのと一緒に受け取ったのはおかしいと思います。

確約書が出ると、計画的に耕作します、2番目に何かあったら農業委員に相談します。

営農計画書も出ておる。現在2,500平米は米を作っているち、そして1,200平米はブルーベリーを作付け、その後、作付けを増やしていきたいという営農計画書で、それで、地元としては、承認したということで、これは通っています。

この、そのとき出た分だけではあったけどそれをちゃんとしますちゅう確約書と営農計画書は守られていますか。

議長(会長代理)

はい、事務局の答弁をお願いします。

事務局

当初の営農計画書ではそういった耕作をするということで提出をなされておりますが、実際申請者のほうからお話を聞いたところ、耕作をしようとしたところではあるけれども、ちょっとそういった耕作するに適したところではなかったため、今後どうするかっていうところを、検討しているということでお話を伺っております。

以上です。

議長(会長代理)

はい、〇〇委員。

7番委員

よく分かりませんが、申請者の条件ちゅうか、全部効率利用要件ちゅうか、全部耕作せ

んと買えんですよね。

そのときだけは、苦肉の策というか、その申請した面積だけちゃんとします。

以前からのとはもう問題ないけんが、それでずっと行くならですよ。

結局、私たち、農地法を守らやん立場におる者が何も審査、審議していないちゆうことになりますよ、このままじゃ。

私たちは、農地を守るために、ちゃんとせやんとに、今までそれがあつてないちゆうことにならんでしょうか。

議長(会長代理)

ほかにこの件に関して、何か意見がある方はございませんか。

はい。

7番委員

ごめんなさい、ちょっと、〇〇先生、前回のときもいらっしゃったんですけど、法律家として、それでいいんですか？

皆さんこういうともらってますよね、勉強するように。ちゃんと書いちゃうもん。

議長(会長代理)

はい、〇〇委員、どうぞ。

6番委員

6番〇〇です。

今回の申請について言えば、結局、全部効率利用要件を満たす申請なのかどうかというところで、過去の、この前も申し上げましたが、令和4年10月に許可したところ、営農計画書と確約書を提出されて、許可をしたということに対して、客観的にはそれが果たせていないというような状況であるということ踏まえて、今回提出されている申請について、全部効率利用要件を満たしているのかどうかというところをどのように我々が判断するのか、ということになってくるのかなと思います。

議長(会長代理)

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

この写真もらったところは、〇〇の西側になりますかね。

これはですね、手前に管理しちゃうとはこの人が、管理しよるとでしょ。周り管理しようですよ。

草ぼうぼうはいっぱいあります。

私たち〇地区やけんここはパトロールはしませんけど、この下に〇地区ちゆうか〇〇分が

ありますけど、この方はあちこち買ってます。

管理は自己保全はしよる、隣は草ぼうぼうがある。

何でかちゅうとこの人が入り込んだら、土地が上がるから、人に貸されんちゅうて貸しちやなか。

私たちが心配しよる、耕作放棄地とか、どんどん増える要件にもなってるんですよ。

そしたら、案の定開発があるそうなんですけど。

こんな下の普通の農地もだんだんそげんなってくるなら。私たちが1番せやん、地域、何ですかあげんとてんなんてん、農地パトロールまでしよつとに足元がどんどん崩れていきよる可能性もあります。

自己保全は耕作じゃないち、なっておりますよね。

そして先月も言うたけど、私たちの土地でも、地区でも、この人が買ったけど、耕作をしていないとかある。

人に頼んどのなら駄目なんですよこれ、全部効率利用要件ですよ。

それにかかるから、耕作台帳を事務局が見ればすぐ分かるんですよ、これは。

だけん、してないちゅうことですよ、事務局は。

目つぶっとるんですか。

農業委員会はもうちょっと、考え、話をせんとおかしいんじゃないですか。

以上です。

議長(会長代理)

今の件についてまたちょっと事務局から返答をお願いします。(「あの、すみません」と呼ぶ者あり)

はいどうぞ。

7番委員

新規就農者には耕作面積、台帳無いでしょう。

ただ農地パトロールで確認するちなつとるけど、こういう人たちは台帳あるはずなんです。

これを出したら、なんの問題もないでしょ。

この人が耕作になつとるけんが。

どうですか？事務局。(「いいですか？」と呼ぶ者あり)

議長(会長代理)

はい、どうぞ、〇〇さん。

11番委員

11番の〇〇ですけど。

〇〇委員が言われるのはよく分かりますけど、これまた譲渡人が、農業廃止ということだろうと思うんですね。

農業を廃止するっちゃうことは、どなたかが、やっぱ譲受人になったり、そういうことをせんと、もうそれこそ、その人は農業をやめたい、そのままほったらかしていいのかと、私は農業をやめたいと。

そしたら、ちょっと矛盾するかもしれないですけど、譲受人がちょっと今、〇〇さんが指摘されるような、実際に耕作をやってないじゃないかというようなことでおっしゃってるのはよく分かるんですけど。

これまたそういう方がおられんといよいよもって、耕作放棄地になっていくのがどんどんどんどん増えていくのかなあという、心配も一つあります。

ですから非常に判断が、私としても難しゅうございます。

ところが申請上は、事務局はやっぱ、それなりの事務手続きをやって、多分ここに載っとうると思うんです。

ですから事務局の味方するわけでもないですけど、これまた事務局も私と一緒に、やっぱぴしゃっとした書類がついてくるなら、全て私たちも、消防のことを言うとまたおかしいですけど、土木事務所とか確認して家を建てたい、道が2メートル道路に接しているか、そういう審査とかやっていきます。

ですが、帳面上でも敷地の延長でも、道路に2メートル以上接しとれば、どんな10メートル20メートル離れとっても奥には家は建つ。そういうこともございますんで、なかなか事務局の審査もそういうところがぴしゃっと出とれば、ここは建てちゃいかんよ、ここは田作つとらんけんできんよ、というのが難しいのかなと思います。

〇〇さんにあれですけど、そういうところも酌んで言われとるのかなと思います。

以上です。

議長(会長代理)

はい。

7番委員

よく分かりますし、私も買ってもらうなら、買ってくれる人がいればいいなちゅう考えはあります。

しかし、農業委員が、これをちゃんとせんなら何のために農業委員があるか、私たちがなつたかわかりませんし、この方だけいいじゃなして、私たちはずっとこれを守って、抜け道じゃないけど、人に貸しとる人は、もう自分の台帳に入れて、耕作しよるちゅうようになつたら買えるんですね。

そんなふうにしてきてるんですよ、ずっと。こないだ言うたように、〇〇の人が、80 過ぎて買われるとに、ちょっと疑問を持って言ったら、その人は、集落営農っちゅうか、〇〇ですかね。

空いてしまいよるけんが、自分が耕作しているようになっている。

今度は個人に貸している人は、今度は買えないようになりますよ。

そのときはどうしたらいいとかがある。

今度は〇〇は開発するなら多分買いたい人も、おるか分からん、今まではほとんど、うちにきはなかったけど。

だけどそれには条件が出てくるし、また、そいけん、〇〇さんが言われるように、買う人がおれば助かる。それは私も初めから言いよるし、あれですけど。

誰がなら規制するか、話合いをするかになってくると、私たちしかいないんじゃないかと思えます。

以上です。

議長(会長代理)

ちょっと休憩します。

(休憩)

はい、それでは再開します。

まずこの件、地元の委員さんの意見ばちょっと聞こうと思えますけど、お願いします。

1番委員

私これ現地確認行ったことがあるんですよ。

隣の方が同じところを作ってあるということまでは私知らなかったんですね。

この土地が隣の方はこんなきれいにすいてあるわけでしょう。

おんなじ方ですか、これ。

事務局

この写真で説明しますと、正面に見えてる草刈りがなされてるところが、〇〇さんの土地で、グレーで囲っている、ちょっと雑木とかが生えているところは別の方が、あくまでも別の土地です。

1番委員

私あのときに、こんなに荒れてしまったら耕作はできるとやろうかと話したの覚えていますよ。それで、耕作ができなくなったから放置してあるのか、全くする気が無くて放置

したからこうなったのか、それも聞いたけれど、作りきらんさんけんでしょうねちゅうごたる感じで話は終わっていったんですね。

この方の理由が、自分が作りきらんごとになったとか…

議長(会長代理)

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

私がさっき言うたこれなんです。貸すと結局問題になって、よりは置いとったがまし。ほったらかして。誰でんなんでん言わん。事務局から言うてくるぐらいでしょう、管理してくれって。(発言する者あり)

そいけんその人が持とったら値段が上がるとか言うて貸さん人がおる。

〇地区と〇地区、あそこらへん全部そんな感じ。(発言する者あり)

議長(会長代理)

はい、意見も出てちょっと時間も経っておりますが、議決をとらんといかんから、もう採決に入ろうかと思えます。「すいません、議長」と呼ぶ者あり)

はい。

10番委員

10番の〇〇です。

これはちょっと、保留っていう形は難しかでしょうか。

議長(会長代理)

ちょっと休憩。

(休憩)

はい、ただいまよりまた始めます。

地元の委員として〇〇委員からは、ちょっと意見をお願いします。

10番委員

10番〇〇です。

この番号1の案件につきまして、4月30日、私と会長と事務局で現地を見に行っております。

ちょっと変形田のところですが、奥まったところにあって、耕作はされる状態ではありませんので、耕作をしようと思えばできる農地ではあるかなと思っております、っていうところ

です。

議長(会長代理)

地元の委員さんの意見も伺いました。

それでは、議案第1号、番号1及び番号2の案件について許可することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。可否同数でございますので、農業委員会等に関する法律第30条の規定により、会長、本日は会長代理である私が決するところによることといたします。

会長代理は本議案について賛成でございます。よって本案は原案のとおり許可することに決定しました。

はい、どうぞ。

7番委員

これで終わりませんよ、この問題は。

今後引き続きまして、ほかの人に対して影響が大きいと思いますけど皆さん、それはちゃんと頭に入れとってください。

議長(会長代理)

はい、皆さん頭に入れとってくださいという〇〇委員の意見でございます。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号、番号3の案件につきましては、労力不足を考慮しておりました譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長(会長代理)

ただいま事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 1 号、番号 3 の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定しました。

それでは次に、議案第 2 号を議題といたします。

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による転用許可申請について、1 件、1 筆でございます。

議案第 2 号、番号 1 の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは 2 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による農地転用許可について、1 件、1 筆の申請がございました。

議案第 2 号、番号 1 の申請の詳細につきましては、別冊資料 1 の農地転用許可申請審査調書の 1 ページから 3 ページを御参照願います。

それでは別冊資料 1 の 1 ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者が自己用駐車場と併せて、近隣の歯科医院が使用する駐車場が必要となったことから、転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は南側水路へ放流される計画となっております。

資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされており、また、申請者からの始末書も添付をされております。

2 ページに位置図、それから 3 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

申請地は、水管、下水道管、またはガス管のうち、2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設、または公益的施設が存在する農地に該当することから、第 3 種農地でございます。

許可の基準といたしまして、立地基準では、第 3 種農地は原則許可をできることから、農地転用は許可しうると判断をしております。

以上、議案第 2 号、番号 1 の案件についての説明とさせていただきます。

議長(会長代理)

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

7番委員

はい、地元の担当委員からの意見を発言したいと思います。

5月16日に事務局、農業委員、推進委員で現地を確認をいたしました。

そこは以前、〇川工事のとき、土を置かせていたためブロックをしたためにこの始末書が出ているそうなんです。

なお、地元の同意、下流〇〇〇の同意ももらっているということで、問題ないと思われま

す。
地図の一番下に道があって、そのあとはもう〇〇〇の住宅街ですし、下流の同意もあるのでいいと思います。

なお、以前あった〇地区の現地確認のとき、地元の推進委員さんから下流の同意も取ってくれと言われました。生産組合とかなんとか問題が出てくるので、ぜひお願いしたいちゅうことがありますし、今度は〇〇〇の同意も取ってあるし、この間も下流のとは事務局に言っとりますけど、できるだけよその地区も下流の同意ももらって農地に影響が無いようにお願いしたいと思います。

以上です。

議長(会長代理)

はい、他にはこの件についてございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定しました。

次に議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法5条の規定による、転用許可申請について1件、1筆でございます。

議案第3号、番号1の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは3ページをお願いいたします。

議案第3号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、運送業を営む申請者が貨物車両を増やし、経営の発展を図るために、営業用の駐車場を移転する必要があることから、転用申請がされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、南北の水路へ放流される計画となっております。

また、資金計画につきましては、残高証明書が添付をされております。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合許可できることから、農地転用は許可すると判断をしております。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

10番委員

10番〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

5月16日に会長と私、〇〇推進委員と、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は〇〇町に所在する農地です。

申請者は貨物車両等を増やし、経営の発展を図るために営業用の駐車場を移転する必要があったことから、転用申請されたものです。

現地確認の際に、排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について特に問題はないと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長(会長代理)

この件について、他にはございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第4号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、5件、12筆でございます。

議案第4号、番号1から番号5につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは4ページから6ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきましては、5件、12筆の申し出がございました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市農業委員会より意見の聴取を行うものとする事から、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、6ページの農用地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」「畑」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が1万4,026平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が1万4,026平方メートル、使用貸借権が2件、4,787平方メートルとなっております、総合計が12件、1万4,026平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が5名、借人4名、申請枚数は5枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長(会長代理)

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第 17 条による簡易採決を行います。
議案第 4 号、番号 1 から番号 5 の計画について、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、異議なしと認め、そのように決めます。

次に、報告第 1 号から報告第 2 号について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは 7 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、6 件、6 筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、8 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知につきまして、2 件、3 筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し 6 か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第 1 号から報告第 2 号の説明とさせていただきます。

議長(会長代理)

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員さんのお目通しをお願いします。
その他の事項で委員さんのほうから、何かございませんか。

(発言する者なし)

事務局からは何かございませんか。

事務局

そうしましたら本日、お配りしております資料の説明を行いますので、資料の準備をお願いいたします。

資料の 2 をお願いいたします。

令和 4 年 2 月 2 日付けの農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、5 月末までに総会において推進委員等の最適化活動の点検評価をすることになっております。

この通知に基づき、各農業委員、推進委員に提出頂いております別紙様式 3、これは資料

2になりますけれども、こちらを使用して、農業委員会で点検評価を行うこととなっております。

まず資料の右下枠に各委員さんから1年間の最適化活動を実施頂き、その活動実績、成果実績につきまして自己点検、評価を記入していただいております。

資料の左下、2、農業委員会による点検評価の欄の全体として標語につきましては、各委員の活動日数、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に関しまして、それぞれ目標の達成状況の割合に応じて点数をつけ、標語を記入しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして資料3をお願いいたします。

資料2と同様に、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の点検評価をすることとなっております。

先ほどの点検評価は、委員さんたちについてで、こちらは農業委員会の点検評価になります。

この点検評価につきましては、別紙様式4、この資料3のことをございですが、これで行うことになっておりますので、内容について御説明をいたします。

まず1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積の目標74.5%に対しまして、今年度末の集積面積は934ヘクタールであり、実績は75.3%となりました。

達成状況といたしましては、達成率は101.1%となりました。

(2)遊休農地の解消等について、緑区分、解消面積目標1.2ヘクタールに対しまして、実績は1.3ヘクタールであり、達成率は105.6%となりました。

(3)新規参入の促進の目標、12.3ヘクタールに対しまして、実績はゼロであり達成率は0%となりました。

次に2、最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数の目標、8日に対しまして、実績は8.5日となり、目標は達成することができました。

(2)の活動強化月間の目標、3回に対しまして、今年度は3回の実績となっており、こちらも目標を達成することができました。

(3)新規参入相談会への参加目標が2回としておりましたが、推進委員等が参加する機会がなかったため、今回0回となっております。

3、点検評価結果につきまして、農業委員会の点検評価結果といたしましては、これらのことを踏まえまして、目標に対して期待どおりの結果が得られたこととなりました。

また、推進員等の点検評価結果につきましては、先ほど御説明をいたしました資料2によ

り、目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた方は、2人、目標に対し期待を上回る結果が得られた方が2人、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が8人、目標に対して期待をやや下回る結果となった方が14人となっております。

以上、資料2、3についての説明とさせていただきます。

議長(会長代理)

はい、ただいま事務局より説明がありましたように、総会において最適化活動の点検、評価をすることとなっておりますので、委員さんから御意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

無いようですのでこちらのほうで事前に内容を見させていただきました。

各委員目標に向かって最適化活動を実施していただき、目標を達成できた方、またできなかった方、それぞれいらっしゃいますがなかなか一人一人を評価するというのは難しいものだと思っておりますので、3の資料3の右枠に評価結果が4項目書かれております。

そちらの項目について私と会長とで総括的に意見を述べさせていただき、御異議がなければ、その内容を意見とさせていただきたいと思いますが皆さんいかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、異議がないということでまず目標に対して大幅に上回る結果、これについては今後最適化活動の取組みをお願いします。

次に目標に対して上回る結果、これについては今後多くの方への最適化活動について知ってもらう取組みをお願いいたします。

それから次に目標に対して期待どおりの結果、これについてはさらなる最適化活動の取組みをお願いします。

最後に目標に対して下回る結果、これについては目標の達成に向けた取組みをお願いします。

以上のような意見となりますが皆さんからの御意見等はございませんか。

はい、無いということで先ほどの4項目に該当するそれぞれの意見を総会で出た意見とさせていただきます。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和7年6月20日金曜日、午前9時30分より3階大会議室1で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会長代理 _____

委 員 _____

委 員 _____